

福島県防災基本条例（仮称）骨子（素案）

令和6年3月22日
福島県災害対策課

1 福島県防災基本条例（仮称）の骨子構成

前文、総則、防災・減災対策、災害応急対策、復旧・復興対策、災害の教訓と伝承の全6区分で構成する。

総則では、「自然災害に強い県づくり」の実現に向けた主体として県民、事業者、自主防災組織等、災害ボランティア、市町村、県の役割（責務）を記載する。

それ以降の区分では、それぞれの災害フェーズで各主体が取り組むべき基本的事項を記載する。

2 福島県防災基本条例（仮称）の骨子内容

【前文】

(記載内容)

- 本県の地域特性と過去にどのような災害が起きてきたか。また、今後発生が予測される災害について記載。
- 上記の災害に対して、現状実施している防災対策とその課題等を記載。
- 現状の課題等に対して、どう対応していくべきか、本条例はどう位置付けられるかを記載。

【第1章 総則】

目的

- 本県の防災対策における基本理念を定める。
- 各主体の役割を明らかにする。
- 過去災害の経験・教訓を次の世代に継承していく。

定義

- 用語の定義を記載。

基本理念

- 自助・共助・公助を担う多様な主体が協働し、地域が一体となり「自然災害に強い県づくり」の実現を図る。

県民の役割

事業者の役割

自主防災組織等の役割

災害ボランティアの役割

市町村の役割

県の責務

基本理念を踏まえ、各主体としての役割（責務）を記載。

【第2章 防災・減災対策】

県民の取組

防災訓練への参加、防災知識の習得、建築物・家具等の倒壊・転倒防止等、物資・資機材等の備蓄、災害危険箇所等の把握等、避難行動の確認・マイ避難、自主防災組織等への参加、避難行動要支援者からの情報提供

事業者の取組

事業所内の安全の確保等、従業員に対する防災教育・防災訓練、建築物・家具等の倒壊・転倒防止等、物資・資機材等の備蓄、事業継続計画の作成、地域の防災活動への協力

自主防災組織等の取組

地域住民に対する防災知識等の普及、防災訓練の実施、物資・資機材等の備蓄、災害危険箇所等の把握等、避難行動の確認、避難行動要支援者の支援体制整備、市町村等との連携

県・市町村の取組

防災意識の啓発、防災訓練の実施、関係機関と連携した各種体制（情報収集伝達体制、避難行動要支援者支援体制、他自治体との連携体制等）の整備、防災リーダーの育成、各主体が実施する防災活動への支援

【第3章 災害応急対策】**県民の取組**

迅速な避難・安全確保、火災防止措置、相互協力、避難所での行動

事業者の取組

従業員及び来所者等の安全確保・情報伝達・避難誘導

自主防災組織等の取組

地域住民への情報伝達・避難誘導、負傷者等の救出・救護、初期消火活動、避難行動要支援者等の避難支援、避難所の運営等

災害ボランティアの取組

被災地の状況に応じた支援活動、関係機関との連携

県・市町村の取組

災害情報の収集と伝達、災害応急体制の確立、避難・避難所対策、緊急輸送対策、自主防災組織等及びボランティア活動の支援、他自治体等との連携

【第4章 災害復旧・復興対策】**県民・自主防災組織等の取組**

生活再建に係る相互協力、地域社会の再生に係る相互協力

事業者の取組

事業の継続・早期の再開、地域経済の復興に貢献

災害ボランティアの取組

関係機関と連携した被災者の生活再建支援

県・市町村の取組

施設等の復旧、復興方針・計画の策定、関係機関と連携した被災者の生活再建支援

【第5章 災害の教訓と伝承】**防災検証**

大規模災害等に係る防災対策等の検証、検証結果の公表・周知啓発

防災教育

学校等における防災教育

災害教訓の伝承・発信

次世代への伝承、県内外への発信